とよたイノベーションセンター　３Ｄプリンター利用規約

（趣旨）

第１条　この規約は、とよたイノベーションセンター技術相談室内に設置する３Ｄプリンター（以下「３Ｄプリンター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第２条　３Ｄプリンターの利用受付及び作成した造形物の受取りは、午前１０時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、臨時に利用時間を変更することができる。

（利用の対象）

第３条　３Ｄプリンターの利用者（以下「利用者」という。）は、市内に事業所を有する企業者とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

２　利用者は、その目的が次の各号のいずれかに該当する場合に、３Ｄプリンターを利用することができる。

（１）試作製作目的で利用する場合

（２）学術目的で利用する場合

（３）人材育成目的に利用する場合

（４）その他市長が適当と認めた場合

（利用の場所）

第４条　３Ｄプリンターは、とよたイノベーションセンター技術相談室内で利用しなければならない。ただし、市長が認めたときはこの限りでない。

（利用の申請）

第５条　３Ｄプリンターを利用しようとする者は、本規約に同意し、とよたイノベーションセンター３Ｄプリンター利用申請書（様式第１号）を、事前に市長に提出しなければならない。

２　市長及び市長がとよたイノベーションセンターの運営を委託するコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、３Ｄプリンターを利用しようとする者に対し、必要に応じて本人確認ができる書類の提示を求め、書類の写しをとることができる。

（利用の拒否）

第６条　市は、３Ｄプリンターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、第３条の規定にかかわらず３Ｄプリンターの利用を拒否することができる。

（１）　銃器類その他の法令、条例等の規定により作成することが禁止されている造形物を作成するとき。

（２）　著作権その他の知的財産を侵害する造形物を作成するとき。

（３）　公序良俗に反する造形物を作成するとき。

（４）　利用申請時の申請内容に虚偽があるとき。

（５）　暴力団の利益になると認めたとき。

（６）　その他市長が利用が適当でないと認めるとき。

（入稿データ）

第７条　３Ｄプリンターの出力に利用できるデータの形式は、ＳＴＬデータとする。

２　利用者が出力のために持ち込んだデータは、利用が終了したとき、速やかにコーディネータ

ーが破棄する。
３　利用者が３Ｄプリンターで造形不可能なデータを持ち込んだときは、利用を中止する。利用者は、これにより生じた損害について、市長に対し、いかなる請求もできないものとする。

（造形物の引渡し）

第８条　３Ｄプリンターで出力した造形物の所有権は、出力終了後の引渡しをもって、利用者に属するものとする。
２　利用者は､出力終了の連絡を受けた後､5営業日以内に造形物を取りに来なければならない。これを過ぎた場合、市長は造形物を処分することができる。

（造形物の利活用）

第９条　造形物の利活用は利用者の自己責任の下に行うこととし、これによりなんらかの損害が発生したとしても、市は一切の責任を負わない。

（造形物の販売の禁止）

第１０条　利用者は、３Ｄプリンターにより出力した造形物を販売してはならない。

（管理責任）

第１１条　利用者は、３Ｄプリンターの利用を終了するまでの間において、善良な注意義務を持って管理するほか、３Ｄプリンターの利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
（１）３Ｄプリンターは取扱説明書によって適切に利用すること。
（２）３Ｄプリンターを目的以外に利用しないこと。
（３）市長及びコーディネーターの指示に従うこと。

（損害賠償）

第１２条　利用者は、故意又は過失により、３Ｄプリンターその他備品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（規約の改正）

第１３条　市長は、予告なくこの規約を改正することができるものとする。
２　利用者は、前項による３Ｄプリンターの利用規約の変更により生ずる損害について、市に対し、いかなる請求もできないものとする。

附　則

（施行期日）

この規約は、平成２６年1月６日から施行する

附　則

（施行期日）

この規約は、平成２６年４月１日から施行する。